

規制改革に対する意見書

内閣府規制改革推進室 御中

平成19年11月13日

全国青年税理士連盟

会長 川崎賢二

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12

代々木リビン401号

電話 03-3354-4162

私たち全国青年税理士連盟は、全国の約3,000名の青年税理士が参加する団体です。私たちは納税者の権利擁護のために、より良い税理士制度・税務行政・税制が実現されることを目的に研究し、提言を行うなどの活動をしております。今般、貴推進室が募集された「全国で実施すべき規制改革・民間開放の要望」に対し、提案すべく本意見書を提出させていただきます。

(改正意見)

税理士資格は、国家試験である税理士試験合格による資格取得が、公平・公正であり、弁護士及び公認会計士、税務官公署職員に対する特権的資格付与は即刻、廃止すべきである。

一、基本的な考え方

税理士制度は、租税法律主義の原則に基づく申告納税制度を支え、国民の納税義務の履行を援助する専門職業制度として社会的認知を受けている。

税理士業務は依頼者に対する役務の提供を行うという意味ではサービス業の一つではあるが、その内容は、租税に関する法規に規定された納税義務の適正な実現を図るという使命に基づいている。

従って税理士の行う役務提供を、一般のサービス業と同列に自由競争原理に委ねることには異論がある。

税理士業務に対しては、必要な社会的規制はあって然るべきであろう。

ただし、現状の税理士制度においても所用の見直しが必要とされる点も多く存在する。

我々全国青年税理士連盟は、政府の規制改革の意図するところを十分に理解しつつ、税理士制度の持つ社会的使命を果たすためにはどのような改革が必要であるかを考えた。

本意見書を作成するに際し、下記3項目を基本原則とした。

1 , 自己責任原則に基づく国民の経済行動を援助するための代理人制度にすること

政府の規制改革の推進により、国民には自己責任原則に基づく自立した経済行動が望まれることになる。従って、納税義務の適正な実現に際しても、従来以上に自己責任が要求されることとなる。

ところで、高度に発達した経済社会にあって租税法律主義を適用していく場合、租税法はさらに複雑かつ精密になる傾向があり、納税者が行う租税手続に際しては専門家である代理人の援助が不可欠となる。

もともと税理士制度は申告納税制度を援助するための専門職業制度として発展してきたが、今後は納税者の代理人制度としての位置づけを一層明確にすることが、規制改革政策に寄与することになる。

2 , 行政からの独立性が確保される制度とすること

財務大臣等による税理士及び税理士会に対する必要以上の監督は、税理士の自主的な業務遂行を制限している側面があり、このため税理士が納税者の期待に十分に答えられない事態を招いている。

政府の規制改革政策の推進により、事前規制型行政から事後チェック型行政への転換がはかれることになるが、税務においても税務行政手続きの法的整備とともに、税理士制度については行政からの独立性を確保することが規制改革政策に合致することになる。

3 , 高度な専門的資質を保持できる資格取得制度とすること

租税法がより複雑にかつ精密となる現況において、納税義務の適正な実現を援助するために、税理士に対しては従来以上に高度な専門的資質が望まれることになる。

税理士となるための専門的資質があるかどうかは、資格試験によってはじめて検証が可能となる。

昭和 26 年に税理士法が施行された当時は、制度の定着を図るために行政事務経験者や学識経験者を登用した経緯があったが、今日においては資質を保持するためにも資格試験により資格を付与するという原則を貫くべきである。

従って必要以上に広範囲な試験免除規定を見直すと同時に、試験方法の改革が必要である。

二、改正意見

資格取得制度

税理士の資格取得としては、税理士試験制度がある。税理士試験は、「税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定すること」を目的とした試験であり(法第 6 条)、税理士試験に合格した者のみに対して、税理士資格を付与するのが、公正、公平

であり、当然である。

しかし、税理士法は資格試験により税理士資格取得を原則としながらも必要以上に広範囲な免除規定を設けているため、無試験によって税理士資格を得た者が多数存在する。

原則として、税理士試験合格者のみが税理士となる資格取得制度の確立が必要である。

税理士と、弁護士及び公認会計士は、それぞれ使命・職責が異なるため無条件に資格を付与することが適切でないことは明白である。

よって、法第 3 条 1 項 3 号及び、4 号を削除し、各試験制度の中で、税理士試験科目を免除することに合理性がある科目を厳密に抽出し、法第 8 条において整理するべきである。

その際には、税理士制度の信頼性確保、資格取得制度の公正、公平性・透明性確保の観点から、試験免除規定は必要最小限の水準まで縮小すべきである。とくに、法第 8 条 1 項 10 号の税務官公署の事務経験者に対する特権的な資格付与については、貴推進室の平成 18 年中期答申を受けて実績等の公開に至ったが、合理的理由が認められないことから、早急に廃止すべきである。

また、「新たな法曹養成制度の理念の実現のために（法曹養成・法曹教育及び資格試験のあり方に関する小委員会のとりまとめ）」を受けて、司法試験不合格者の受け皿として税理士試験の科目を免除するという検討もあるようだが、法科大学院は司法試験合格を目的としたものであり、どのような授業を受けてきたとしても、税理士試験科目の免除を認めるべきではない。